

事務連絡  
令和7年9月12日

都道府県下水道担当課長 殿  
政令指定都市下水道担当部長 殿  
(各地方整備局等経由)  
日本下水道事業団計画課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局  
下水道事業課企画専門官

### 下水道施設の耐震・耐津波対策について

国土交通省では、令和6年度能登半島地震での被害を踏まえ、令和6年3月に上下水道地震対策検討委員会を設置し、上下水道における今後の地震対策のあり方や、上下水道一体での災害対応のあり方等を検討し、その結果を公表・周知してきました。

上記の検討結果等を踏まえ、本年8月に「下水道施設の耐震対策指針と解説」が改定されました  
が、今般、当面の方針を下記の通り取り決めたので留意してください。

都道府県におかれましては、貴管内の下水道管理者（政令指定都市を除く。）に対して、この旨周知いただけようお願いいたします。なお、「下水道施設の耐震・耐津波対策について（平成26年5月15日付け下水道事業課企画専門官事務連絡）」及び「道路橋示方書の改定に伴う下水道施設の耐震・耐津波対策について（平成31年3月27日下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐事務連絡）」は廃止といたします。

### 記

- 既存の下水道施設について、できるだけ速やかに耐震診断・耐津波診断を実施すること。
- 令和7年度以降に実施する耐震診断、耐津波診断及び詳細設計等（以下、「詳細設計等」という。）については、「下水道施設の耐震対策指針と解説－2025年版－」((公社)日本下水道協会。以下、「新指針」という。)に基づき所要の耐震化及び耐津波化を図ること。

また、令和8年度以降に新規に発注する建設工事については、新指針に基づき所要の耐震化及び耐津波化を図ること（令和7年度発注の建設工事においても、新指針を反映することは可能。）。

ただし、新指針を適用することで、すでに着手している一連の耐震化事業（詳細設計等や建設工事）に見直しが生じ、改築更新に合わせて実施する建設工事が遅れることで施設機能の維持に影響が生じる恐れがある等、上記によることが困難な場合はその限りでない。

- 従来交付対象としていた施設において、以下の①、②の事項に要する費用については交付対象となる。
  - 「下水道施設の耐震対策指針と解説－2014年版－」に基づいて行った詳細設計等において、新指針に適合するために詳細設計等を見直す場合。
  - 上記に基づく設置又は改築を行うことで費用が増加する場合。

以上